

消費者基本計画（抜粋）

（平成 22 年 3 月 30 日閣議決定、平成 26 年 6 月 27 日一部改定）

【重点施策】

① 消費者の自助・自立の促進を図る「消費者力向上の総合的支援」

9. 食品ロス削減その他の消費者自身の意識改革による社会問題への対応（施策番号：175 関係）【消費者庁、関係省庁等】

消費者自身が社会の一構成員としての自覚を持ち、主体的に行動することが重要であるような課題について、消費者教育・啓発への取組を有効に活用しつつ、積極的な取組を支援する具体的施策を推進する。

	平成 25 年度	平成 26 年度	担当省庁等	備考
①	<ul style="list-style-type: none"> 家庭における食品ロスの実情等の調査分析 食品ロス削減に向けた効果的な取組の在り方の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 調査分析や検討の結果等を踏まえた取組の実施 	消費者庁 関係省庁等	
②	<ul style="list-style-type: none"> その他消費者意識の向上により社会問題の解決に資する取組の抽出 商品の流通経路、価格等に係る消費者意識、認知度の調査分析 	<ul style="list-style-type: none"> 調査分析結果等を踏まえた消費者への普及啓発活動の実施及び必要な取組の検討・実施 	消費者庁 関係省庁等	

【具体的施策】

1 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援

(3) 消費者に対する啓発活動の推進と消費生活に関する教育の充実
ア 消費者教育を体系的・総合的に推進します。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
175	消費者自身が社会の一構成員としての自覚を持ち、主体的に行動することが重要であるような課題について、消費者教育・啓発への取組を有効に活用しつつ、積極的な取組を支援する具体的施策を推進します。	消費者庁 関係省庁等	継続的に実施します。